

令和4年度国民健康保険事業費納付金 及び標準保険料率等について(案)

- 平成30年度から、県は市町村とともに国民健康保険の保険者となり、市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収するとともに、保険給付費（医療費から本人負担を除いた額）等の支払に必要な額を市町村へ交付しています。
また、県は、各市町村の国民健康保険事業費納付金額等を踏まえ、標準的な保険料水準として「標準保険料率」を市町村へ通知し、公表することとされています。
- 今般、県において、令和4年度の国民健康保険事業費納付金や標準保険料率（案）の算定を行ったため、ここに公表するものです。

(注) この資料の「一人当たり保険税必要額」は、低所得者に対する軽減措置等を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なります。



令和4年2月10日

鹿児島県くらし保健福祉部 国民健康保険課

< 目 次 >

1 国保事業費納付金等の算定方法, 算定の前提となる係数等	
(1) ① 制度改革後の国保財政の仕組み P 1
② 保険料(税)の標準的な算定方法 P 2
③ 国保事業費納付金の算定イメージ(概要) P 3
④ 国民健康保険事業費納付金等における本県の主な算定方針について P 4
(2) 令和3年度の国民健康保険事業費納付金の算定に当たり知事が定める数及び県が定める額 P 5・6
(3) 年齢調整後医療費指数 P 7
2 令和4年度の算定結果	
(1) 令和4年度算定結果のポイント P 8
(2) 国民健康保険事業費納付金 P 9
(3) 標準保険料率等 P 10~12
(4) 国民健康保険保険給付費等交付金(普通交付金) P 13

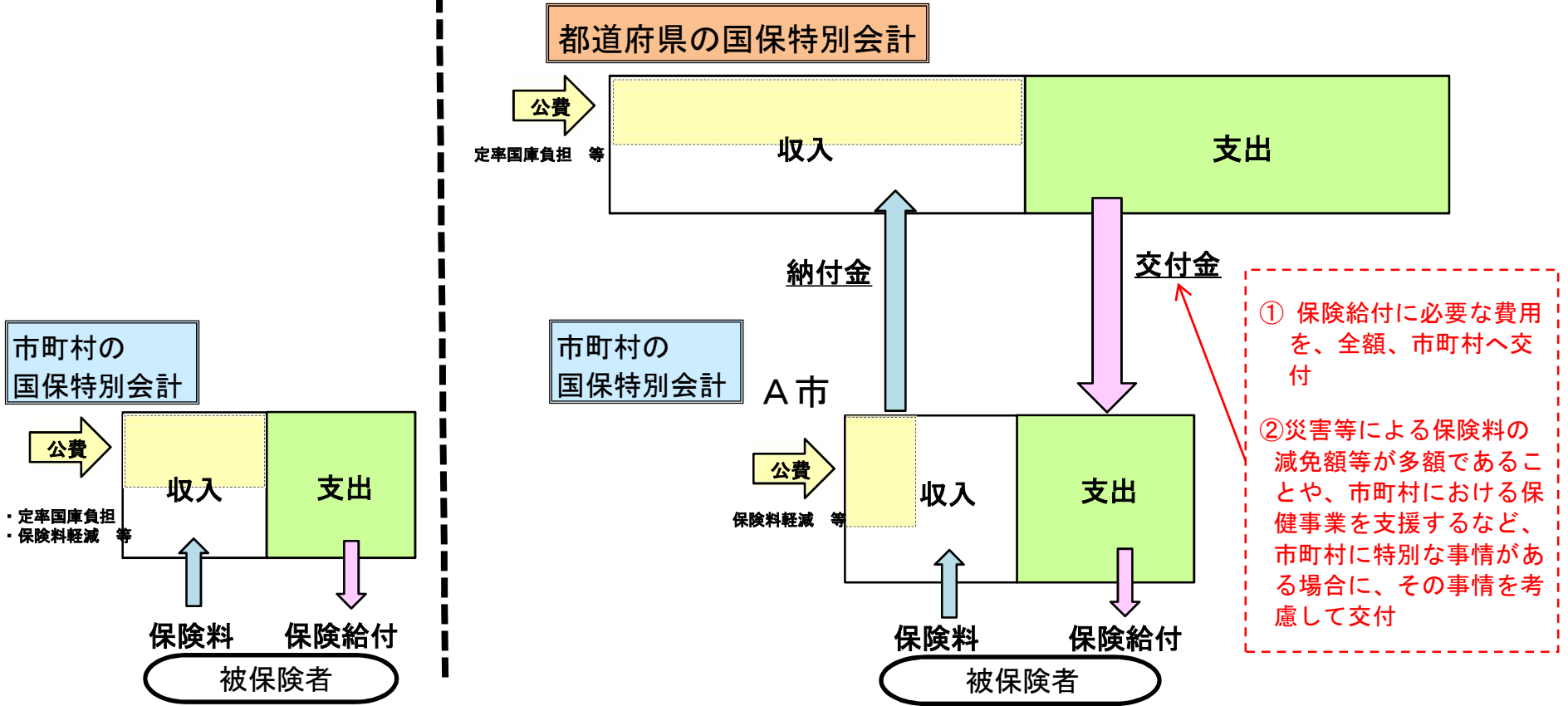
1 (1) ① 制度改革後の国保財政の仕組み

厚生労働省作成資料

- 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。※納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮
- 市町村は都道府県が市町村ごとに決定した納付金に見合った保険料を設定、徴収して都道府県に納付する。

改革前

改革後

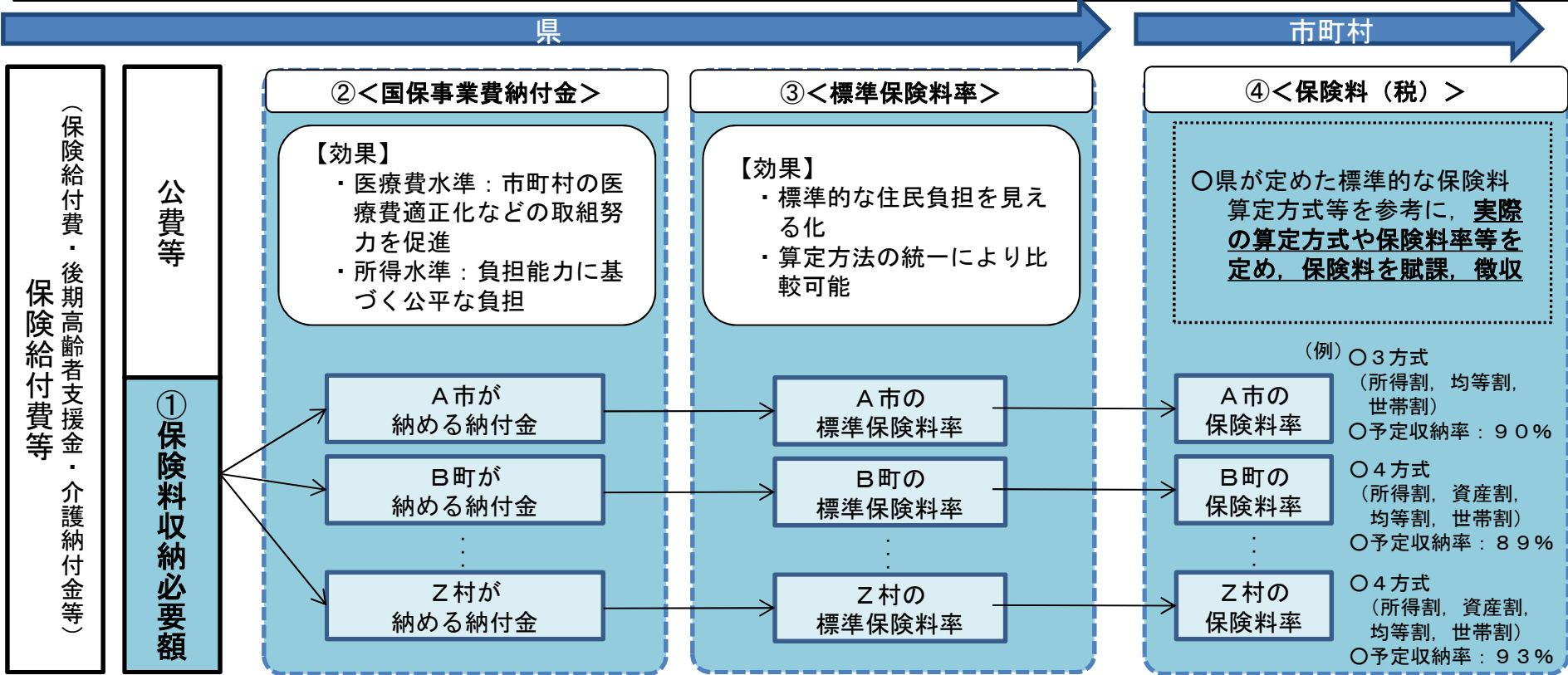


1 (1)② 保険料(税)の標準的な算定方法

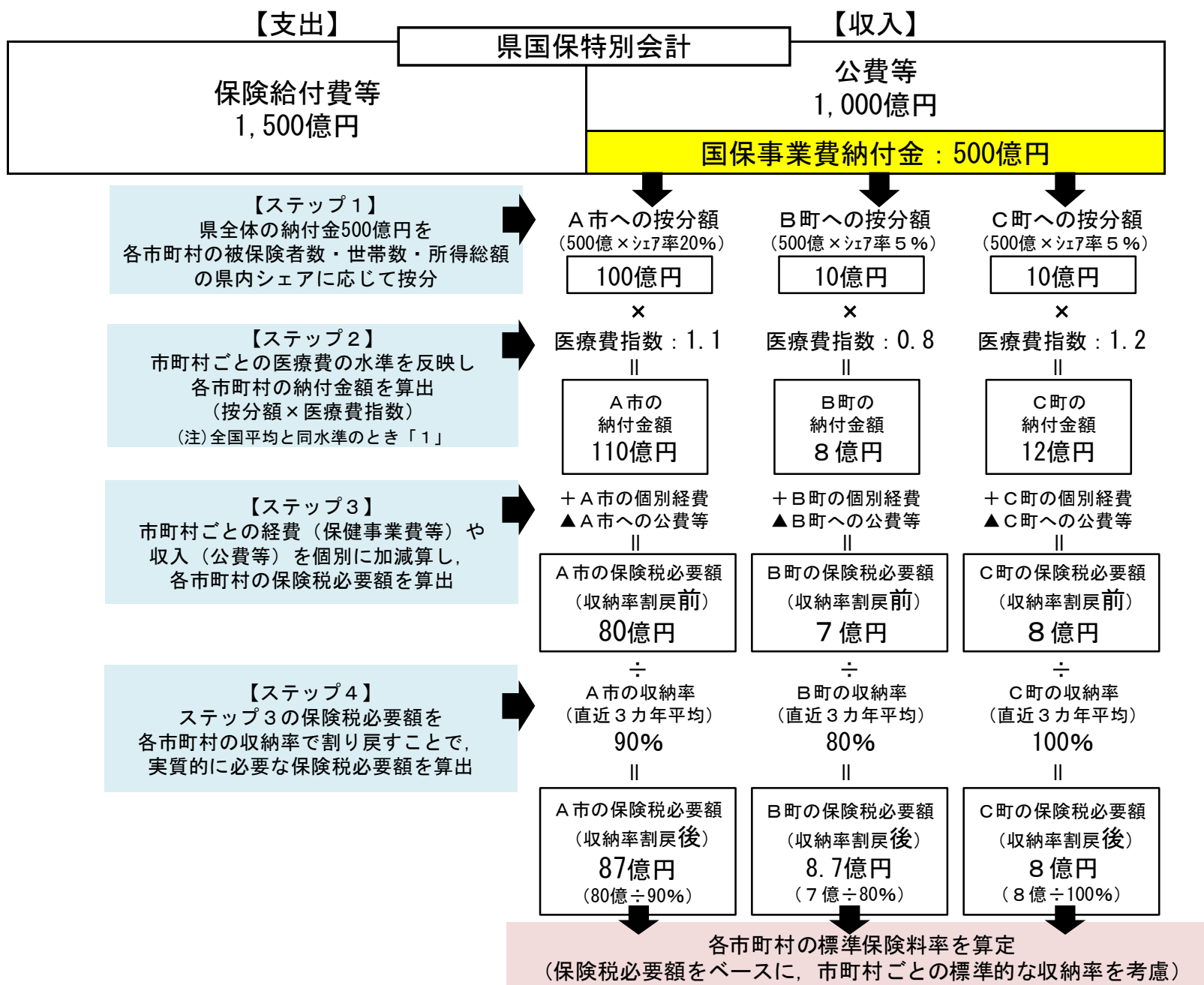
県国保運営方針
<概要版>より

標準的な保険料(税)算定のイメージ

- 県は、財政運営の責任主体として医療給付費を県全体で賄うために、
 - ① 保険給付費等の見込みに見合う「保険料収納必要額」を算出
 - ② 各市町村が県に納める額(国保事業費納付金)を決定(医療費水準, 所得水準を考慮)
 - ③ 標準的な保険料の算定方法(算定方式, 市町村規模別の収納目標等), 市町村ごとの標準保険料率を示す
- 市町村は、
 - ④ 県が示した標準保険料率等(③)を参考に、実際の保険料算定方式や保険料率等を定め、保険料を賦課・徴収



1(1)③ 国保事業費納付金の算定イメージ（概要）



1(1)④ 国民健康保険事業費納付金等における本県の主な算定方針

	項 目	算 定 方 針 等
1 算定方針 基礎的な	①県又は二次医療圏ごとで統一の保険料水準とするか。	統一の保険料水準とはしない。 (※統一に向けては引き続き検討)
	②県又は二次医療圏ごとで高額医療費を共同で負担するための調整を行うか。	高額医療費を共同で負担するための調整は行わない。
	③納付金として集め、また、保険給付費等交付金で交付する対象範囲を療養の給付等以外の出産育児一時金、葬祭費、保健事業等に拡大するか。	対象範囲は拡大しない。
2 主に納付金の算定に必要な 係数、方針	① α (医療費指数反映係数) の設定の仕方	保険料水準を当面統一化しないため、 $\alpha = 1$ を基本 (激変緩和で α の調整は基本行わない)
	② β (所得シェア反映係数) の設定の仕方 (医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分) ※必要に応じ、 β' についても設定	β = 所得係数を基本 (激変緩和で β の調整は基本行わない)
	③賦課限度額 (医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、市町村標準保険料率の算定にも当該賦課限度額を用いる)	地方税法施行令に示されている限度額とする。 (R3: 医療分63万円, 後期分19万円, 介護分17万円)
	④保険者努力支援制度の県分の扱い	納付金総額から差し引く。
	⑤所得のシェアや人数のシェアで納付金の配分を行う際、世帯数や資産税総額を勘案するかどうか	世帯数を勘案する。(= 3方式 (所得割, 均等割, 平等割))
3 主に標準保険料率の算定に必要な 係数、方針	①標準的な収納率 (医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分/各市町村の規模別等)	各市町村の実態に応じた収納率とし、直近3ヶ年の平均値により設定する。
	②標準的な算定方式 (2方式, 3方式, 4方式)	3方式 (所得割, 均等割, 平等割)
	③所得割指数, 資産割指数, 均等割指数, 平等割指数 (医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分)	所得割指数=1.0, 均等割指数=0.7, 平等割指数=0.3
	④県繰入金 (1号分) を活用した激変緩和措置の調整する範囲 (標準保険料率の算定に必要な保険料総額 (e) の増加を一定割合以内に収める際の基準)	平成28年度からの自然増率 (標準保険料率の算定に必要な保険料総額ベース) ※ただし、自然増率がマイナスの場合は0%とする。 ※医療、後期、介護、計のそれぞれに設定 ※H31以降、激変緩和措置額を充てる額を6分の1ずつ減
	⑤保険者努力支援制度の県分の扱い (再掲)	2④と同じ

※考え方は鹿児島県国保運営方針に記載のとおり

1 (2) 令和4年度の国民健康保険事業費納付金の算定に当たり知事が定める数及び県が定める額

<ポイント>

- 国民健康保険事業費納付金の算定については、「鹿児島県国民健康保険条例（以下「条例」という。）」、「国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（以下「省令」という。）」及び「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（以下「算定政令」という。）」の規定において、毎年度知事又は都道府県が定めることとされている係数がある。
- これらの係数は、納付金の算定上重要な係数であるため、あらかじめ、都道府県国民健康保険運営方針でその算定方針等を定めることとされており、本県においては平成29年11月に作成した「鹿児島県国民健康保険運営方針」でこれらの算定方針等を定めている。

<知事が定める数>

係数名	知事が定める数			根拠規定	解説
	<参考>R3年度	R4年度	R4-R3		
医療費指数反映係数	1	1	0	条例第11条	・ 厚労省の納付金等ガイドラインでは「 α 」。 ・ 各市町村の医療費水準（年齢調整後医療費指数）を納付金の配分にどの程度反映させるかを決定する係数である。 ・ $0 \leq \alpha \leq 1$ で知事が定めることとされており、本県では医療費水準を全て納付金の配分に反映させるため、「1」とする。
一般納付金所得係数	0.6856803115128	0.6852939379332	-0.0003863735796		・ 厚労省の納付金等ガイドラインでは「 β 」。 ・ 納付金の配分において、応能：応益＝ β ：1とすることとされており、本県では「所得係数＝本県の一人当たり所得金額／全国平均の一人当たり所得金額」とすることとしている。 ・ β の計算は厚労省が行い、R2.12.25付けの国確定係数通知で示されている。
後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.7120592922175	0.7096975300859	-0.0023617621316		
介護納付金納付金所得係数	0.7019944503443	0.6995484280313	-0.0024460223130		
一般納付金被保険者均等割指数	0.7	0.7	0	条例第16条	・ 納付金の配分において、均等割（被保険者数割）と平等割（世帯数割）を按分するための係数。 ・ 均等割指数は0<指数<1で知事が定めることとされており、本県では均等割：平等割＝7:3とし、均等割指数は「0.7」とすることとしている。
後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7	0.7	0	条例第20条	
介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7	0.7	0	条例第24条	
一般納付金基礎額調整係数	0.8412677506898	0.8340342445388	-0.0072335061510	省令第10条	・ 厚労省の納付金等ガイドラインでは「 γ 」。 ・ 納付金基礎額を市町村に按分した後に、納付金基礎額と按分後の市町村計を合わせるための調整係数である。 ・ 省令では、計算式を2通り規定し、知事が選択することとされている。本県では第1号の計算式を選択する（納付金算定において標準収納割合の調整は行わない）こととしている。 ・ 一般納付金基礎額調整係数（医療分）では、医療費水準を反映させることから調整係数が「0.84程度」となっているが、後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数と介護納付金納付金基礎額調整係数は端数調整のみであるためほぼ「1」となる。
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.999999980161	0.999999979573	-0.000000000588	省令第16条	
介護納付金納付金基礎額調整係数	0.999999935504	0.999999932097	-0.000000003407	省令第25条	

<県が定める額>

係数名	県が定める額	根拠規定	解説
市町村別納付金減算額（一部）	別紙（次ページ）のとおり	算定政令第13条第1号、第2号	・ 各市町村の納付金額を算定する際に、高額医療費共同負担金（国1/4、県1/4）と特別高額医療費負担金（国が予算の範囲内で一部を負担）の額を市町村ごとに減算する額。 ・ 算定政令では、当該負担金の額を減算するか、減算しないか2通り規定し、いずれかを都道府県が選択することとされている。本県では高額医療費の共同負担を行わない（国保運営方針の「基礎的な算定方針」参照）ため、当該負担金の額を各市町村の納付金額から減算している。

1 (2) 令和4年度の国民健康保険事業費納付金の算定に当たり知事が定める数及び県が定める額

別紙（県が定める額）

市 町 村 名	算定政令第13条第1号に基づき県が定める額 (高額負担金分を各市町村の納付金額から減算する額)			算定政令第13条第2号に基づき県が定める額 (特別高額負担金分を各市町村の納付金額から減算する額)		
	<参考>R3年度	R4年度	R4-R3	<参考>R3年度	R4年度	R4-R3
鹿 児 島 市	984,859,068円	1,002,996,746円	+18,137,678円	59,202,822円	50,493,481円	▲8,709,341円
鹿 屋 市	161,012,951円	167,919,073円	+6,906,122円	4,311,261円	4,412,333円	+101,072円
枕 崎 市	45,418,367円	49,432,619円	+4,014,252円	822,158円	1,165,566円	+343,408円
阿 久 根 市	47,245,937円	46,674,824円	▲571,113円	2,401,805円	1,536,801円	▲865,004円
出 水 市	94,460,575円	102,020,172円	+7,559,597円	1,858,190円	3,171,121円	+1,312,931円
指 宿 市	86,109,608円	89,462,559円	+3,352,951円	2,345,456円	2,919,060円	+573,604円
西 之 表 市	35,826,392円	34,838,985円	▲987,407円	1,504,124円	1,022,058円	▲482,066円
垂 水 市	27,122,672円	31,965,361円	+4,842,689円	404,588円	1,347,591円	+943,003円
薩 摩 川 内 市	154,948,801円	160,311,284円	+5,362,483円	2,935,560円	3,083,055円	+147,495円
日 置 市	82,457,830円	87,528,718円	+5,070,888円	4,186,822円	3,879,861円	▲306,961円
曾 於 市	71,390,338円	75,470,220円	+4,079,882円	2,005,016円	2,344,297円	+339,281円
霧 島 市	202,470,992円	212,667,178円	+10,196,186円	4,117,287円	6,218,332円	+2,101,045円
いちき串木野市	55,106,619円	57,211,506円	+2,104,887円	2,021,448円	2,291,093円	+269,645円
南 さ つ ま 市	64,084,525円	66,951,507円	+2,866,982円	2,198,995円	2,158,401円	▲40,594円
志 布 志 市	57,484,271円	61,035,710円	+3,551,439円	2,198,214円	2,101,599円	▲96,615円
奄 美 市	71,488,072円	71,229,244円	▲258,828円	1,795,010円	1,123,691円	▲671,319円
南 九 州 市	74,088,688円	74,759,008円	+670,320円	1,771,413円	2,024,724円	+253,311円
伊 佐 市	52,785,202円	47,142,544円	▲5,642,658円	726,125円	682,689円	▲43,436円
始 良 市	134,670,114円	147,682,530円	+13,012,416円	3,474,530円	3,884,110円	+409,580円
三 島 村	1,673,746円	1,553,528円	▲120,218円	0円	0円	0円
十 島 村	2,188,254円	1,412,783円	▲775,471円	216,947円	0円	▲216,947円
さ つ ま 町	39,906,344円	40,961,766円	+1,055,422円	1,584,777円	1,537,028円	▲47,749円
長 島 町	27,909,457円	27,955,934円	+46,477円	674,813円	784,579円	+109,766円
湧 水 町	20,665,961円	20,620,370円	▲45,591円	455,782円	284,641円	▲171,141円
大 崎 町	25,945,870円	25,520,423円	▲425,447円	506,120円	538,510円	+32,390円
東 串 良 町	20,958,374円	21,728,768円	+770,394円	968,927円	771,798円	▲197,129円
錦 江 町	19,372,451円	20,442,028円	+1,069,577円	1,318,349円	1,717,679円	+399,330円
南 大 隅 町	18,432,575円	19,776,988円	+1,344,413円	315,748円	291,473円	▲24,275円
肝 付 町	34,164,493円	34,521,821円	+357,328円	1,254,287円	1,326,211円	+71,924円
中 種 子 町	19,522,056円	19,904,042円	+381,986円	1,399,127円	763,920円	▲635,207円
南 種 子 町	12,129,777円	13,937,576円	+1,807,799円	205,998円	79,953円	▲126,045円
屋 久 島 町	28,339,485円	26,877,304円	▲1,462,181円	266,660円	156,241円	▲110,419円
大 和 村	2,627,894円	2,191,928円	▲435,966円	0円	0円	0円
宇 検 村	3,510,826円	3,464,344円	▲46,482円	0円	0円	0円
瀬 戸 内 町	14,994,649円	13,653,874円	▲1,340,775円	82,016円	324,439円	+242,423円
龍 郷 町	11,551,793円	8,445,475円	▲3,106,318円	538,292円	69,835円	▲468,457円
喜 界 町	16,551,812円	18,456,853円	+1,905,041円	535,371円	1,685,888円	+1,150,517円
徳 之 島 町	23,151,947円	20,972,884円	▲2,179,063円	1,478,451円	1,415,096円	▲63,355円
天 城 町	15,538,823円	16,361,521円	+822,698円	1,342,851円	1,854,220円	+511,369円
伊 仙 町	14,125,166円	14,052,250円	▲72,916円	0円	0円	0円
和 泊 町	12,285,092円	14,619,283円	+2,334,191円	365,387円	700,206円	+334,819円
知 名 町	15,813,590円	16,125,082円	+311,492円	274,289円	374,440円	+100,151円
与 論 町	9,420,803円	8,372,437円	▲1,048,366円	0円	0円	0円
計	2,913,812,260円	2,999,229,050円	+85,416,790円	114,065,016円	110,536,020円	▲3,528,996円

1 (3) 年齢調整後医療費指数

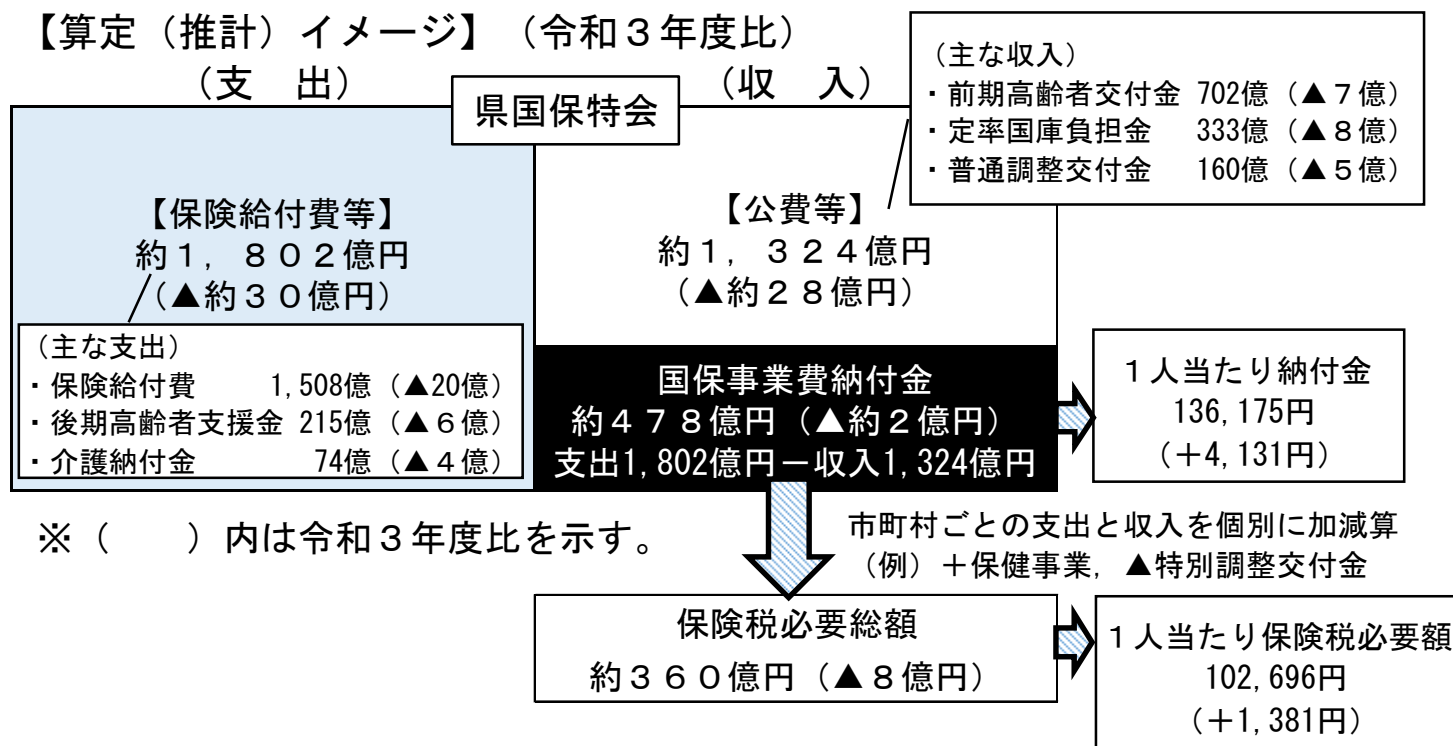
<ポイント>

- 年齢調整後医療費指数は、各市町村の「年齢構成の差異を調整した医療費水準」であり、この水準が全国平均と同じである場合は指数は1となり、全国平均より高い場合は1より高く、低い場合は1より低くなる。
- 年齢調整後医療費指数は、過去3ヶ年（H30～R2）の各年齢階級（5歳階級別）における全国平均の一人当たり医療費、各市町村の一人当たり医療費実績及び被保険者数から算出され、各市町村の納付金の算出に用いられる。

市町村名	R3年度	R4年度	R3→R4伸び率	市町村名	R3年度	R4年度	R3→R4伸び率
鹿児島市	1.2277166187502	1.2401245010742	+1.01%	長島町	1.2746847432631	1.3211073789793	+3.64%
鹿屋市	1.0424163354840	1.0572516945441	+1.42%	湧水町	1.2675648507343	1.2770730604182	+0.8%
枕崎市	1.2853376648202	1.2896955341660	+0.34%	大崎町	1.0834592247633	1.1009464193499	+1.6%
阿久根市	1.2911437265801	1.3132593702963	+1.71%	東串良町	1.1459051406989	1.1321600712324	▲1.2%
出水市	1.2013689241812	1.2131714812431	+0.98%	錦江町	1.1663370729753	1.1688233077032	+0.2%
指宿市	1.1609393748954	1.1980231699900	+3.19%	南大隅町	1.2720530891090	1.3105119694718	+3.0%
西之表市	1.0005670672351	0.9942929839441	▲0.63%	肝付町	1.1635631465859	1.1631306698346	▲0.0%
垂水市	1.1496098179848	1.1837466184261	+2.97%	中種子町	1.0192985333583	1.0462028235126	+2.6%
薩摩川内市	1.2106975367969	1.2232955291844	+1.04%	南種子町	1.0433783492263	1.0869681208488	+4.2%
日置市	1.2117538799351	1.2160579978748	+0.36%	屋久島町	1.0027193888460	0.9790766994400	▲2.4%
曾於市	1.1660475311563	1.1763330144043	+0.88%	大和村	1.1500488193225	1.0669445031870	▲7.2%
霧島市	1.2558167476457	1.2572509285508	+0.11%	宇検村	0.9649343653031	0.9382239450432	▲2.8%
いちき串木野市	1.3517742412884	1.3823210916070	+2.26%	瀬戸内町	1.1606249123565	1.1237388733217	▲3.2%
南さつま市	1.3403900736121	1.3769866157911	+2.73%	龍郷町	1.1528333854093	1.0842025646117	▲6.0%
志布志市	1.0760591885233	1.1060776167759	+2.79%	喜界町	0.9703731426877	0.9598407648273	▲1.1%
奄美市	1.0433798214072	1.0282329401881	▲1.45%	徳之島町	1.0276015780172	1.0197160134593	▲0.8%
南九州市	1.2762253935053	1.2667258799833	▲0.74%	天城町	1.1484487012905	1.1428211859191	▲0.5%
伊佐市	1.2409333840413	1.2108832719258	▲2.42%	伊仙町	1.0596171358989	1.0526385235126	▲0.7%
始良市	1.1966364765823	1.2163271063023	+1.65%	和泊町	0.8558623377187	0.8856062282612	+3.5%
三島村	1.5749026980349	1.4252982694516	▲9.50%	知名町	0.9741476902541	0.9744659718265	+0.0%
十島村	1.1235271513702	1.0981232849550	▲2.26%	与論町	0.8516647982378	0.7998256014055	▲6.1%
さつま町	1.2829498635454	1.3031154738852	+1.57%				

2(1) 令和4年度算定結果のポイント

- 令和4年度は、団塊の世代（昭和22年～昭和24年出生）のうち昭和22年生まれ（74歳）の被保険者が後期高齢者医療制度に移行するため、1人当たり医療費が高い年齢層の減少に伴う保険給付費の減等により、市町村が県に納める令和4年度納付金総額は、令和3年度比約2億円減の約478億円、保険税必要総額は、令和3年度比約8億円減の約360億円となった。
- 被保険者1人当たり保険税必要額は、被保険者数の減少等により令和3年度比1,381円増の102,696円となった。



注）この資料の保険税必要額は、低所得者に対する国保税の軽減措置などを反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

2 (2) 国民健康保険事業費納付金

<ポイント>

○ 国民健康保険事業費納付金は、平成30年度以降、市町村が徴収した国保税や市町村向けの公費支援額等を財源として県に納めるものであり、県は、翌年度の保険給付費等を推計した上で、各市町村から徴収する納付金額をそれぞれの市町村の医療費水準（年齢調整後医療費指数）や所得水準等をもとに算定する。

市町村名	医療給付費分			後期高齢者支援金等分			介護納付金分	R4年度計 ①	R3年度計 ②	前年度比増減額 ①-②
	一般被保険者分	退職被保険者等分	小計	一般被保険者分	退職被保険者等分	小計				
鹿児島市	11,977,584,583円	4,884,175円	11,982,468,758円	3,080,374,137円	1,450,386円	3,081,824,523円	943,078,546円	16,007,371,827円	15,892,444,645円	+114,927,182円
鹿屋市	1,987,772,126円	934,179円	1,988,706,305円	619,217,345円	396,270円	619,613,615円	206,283,429円	2,814,603,349円	2,833,224,714円	▲18,621,365円
枕崎市	593,875,149円	214,055円	594,089,204円	148,953,962円	71,826円	149,025,788円	42,455,520円	785,570,512円	817,889,807円	▲32,319,295円
阿久根市	500,055,761円	204,273円	500,260,034円	117,579,343円	61,328円	117,640,671円	39,383,716円	657,284,421円	655,290,698円	+1,993,723円
出水市	1,313,074,064円	569,266円	1,313,643,330円	343,284,007円	71,278円	343,355,285円	111,681,143円	1,768,679,758円	1,784,791,787円	▲16,112,029円
指宿市	1,212,258,300円	414,734円	1,212,673,034円	323,631,840円	109,800円	323,741,640円	103,223,151円	1,639,637,825円	1,670,958,493円	▲31,320,668円
西之表市	349,270,580円	233,834円	349,504,414円	116,575,262円	63,602円	116,638,864円	40,498,448円	506,641,726円	530,155,979円	▲23,514,253円
垂水市	338,855,770円	82,549円	338,938,319円	93,020,070円	19,219円	93,039,289円	27,677,082円	459,654,690円	462,154,894円	▲2,500,204円
薩摩川内市	1,765,768,799円	1,742,438円	1,767,511,237円	451,235,089円	466,964円	451,702,053円	127,175,990円	2,346,389,280円	2,381,095,675円	▲34,706,395円
日置市	1,034,641,761円	1,114,927円	1,035,756,688円	272,692,739円	301,608円	272,994,347円	77,392,865円	1,386,143,900円	1,411,222,251円	▲25,078,351円
曾於市	981,691,930円	437,939円	982,129,869円	257,886,935円	97,914円	257,984,849円	85,211,572円	1,325,326,290円	1,348,601,855円	▲23,275,565円
霧島市	2,535,622,634円	1,010,708円	2,536,633,342円	636,557,666円	344,963円	636,902,629円	190,968,693円	3,364,504,664円	3,420,321,669円	▲55,817,005円
いちき串木野市	605,688,196円	284,910円	605,973,106円	138,588,093円	44,391円	138,632,484円	40,379,240円	784,984,830円	822,125,544円	▲37,140,714円
南さつま市	915,377,253円	97,927円	915,475,180円	211,569,761円	30,381円	211,600,142円	62,067,608円	1,189,142,930円	1,186,708,154円	+2,434,776円
志布志市	753,314,011円	237,022円	753,551,033円	225,096,590円	84,010円	225,180,600円	74,249,681円	1,052,981,314円	1,053,549,940円	▲568,626円
奄美市	794,224,531円	254,205円	794,478,736円	270,519,459円	123,636円	270,643,095円	96,560,962円	1,161,682,793円	1,136,093,111円	+25,589,682円
南九州市	1,077,261,680円	291,729円	1,077,553,409円	269,656,615円	70,335円	269,726,950円	96,619,270円	1,443,899,629円	1,450,998,727円	▲7,099,098円
伊佐市	619,698,532円	484,587円	620,183,119円	156,309,699円	142,680円	156,452,379円	45,880,334円	822,515,832円	858,738,185円	▲36,222,353円
始良市	1,516,190,106円	1,156,977円	1,517,347,083円	425,914,437円	364,555円	426,278,992円	112,932,226円	2,056,558,301円	2,078,360,608円	▲21,802,307円
三島村	14,531,388円	1,118円	14,532,506円	3,603,527円	728円	3,604,255円	1,198,907円	19,335,668円	31,569,902円	▲12,234,234円
十島村	23,529,714円	0円	23,529,714円	6,224,562円	0円	6,224,562円	2,288,482円	32,042,758円	26,055,003円	+5,987,755円
さつま町	506,308,349円	234,883円	506,543,232円	126,965,968円	96,702円	127,062,670円	34,631,661円	668,237,563円	680,547,274円	▲12,309,711円
長島町	311,867,628円	3,932円	311,871,560円	78,548,097円	2,058円	78,550,155円	28,932,686円	419,354,401円	429,559,263円	▲10,204,862円
湧水町	223,975,185円	180,394円	224,155,579円	59,611,670円	39,275円	59,650,945円	16,652,801円	300,459,325円	288,654,307円	+11,805,018円
大崎町	308,954,756円	205,181円	309,159,937円	93,909,232円	55,630円	93,964,862円	30,303,273円	433,428,072円	434,479,372円	▲1,051,300円
東串良町	203,305,336円	12,181円	203,317,517円	60,790,797円	5,236円	60,796,033円	23,743,187円	287,856,737円	279,039,560円	+8,817,177円
錦江町	206,104,842円	63,245円	206,168,087円	58,157,037円	20,086円	58,177,123円	20,008,093円	284,353,303円	306,746,046円	▲22,392,743円
南大隅町	199,582,095円	39,048円	199,621,143円	50,211,111円	9,659円	50,220,770円	16,252,981円	266,094,894円	252,597,042円	+12,797,852円
肝付町	348,627,255円	154,953円	348,782,208円	97,161,341円	71,396円	97,232,737円	32,071,422円	478,086,367円	485,896,694円	▲7,810,327円
中種子町	203,835,484円	138,384円	203,973,868円	65,413,514円	15,143円	65,428,657円	22,495,557円	291,898,082円	297,552,130円	▲5,654,048円
南種子町	133,684,541円	16,358円	133,700,899円	44,654,507円	4,808円	44,659,315円	15,149,991円	193,510,205円	184,604,763円	+8,905,442円
屋久島町	267,034,723円	85,833円	267,120,556円	98,861,355円	30,285円	98,891,640円	35,231,540円	401,243,736円	409,774,636円	▲8,530,900円
大和村	33,990,858円	0円	33,990,858円	10,032,609円	0円	10,032,609円	3,441,657円	47,465,124円	48,348,834円	▲883,710円
宇検村	32,256,233円	0円	32,256,233円	11,268,382円	0円	11,268,382円	2,901,337円	46,425,952円	42,939,611円	+3,486,341円
瀬戸内町	199,760,307円	52,822円	199,813,129円	56,557,696円	42,233円	56,599,929円	19,324,245円	275,737,303円	283,449,264円	▲7,711,961円
龍郷町	140,366,710円	0円	140,366,710円	41,149,533円	0円	41,149,533円	16,589,462円	198,105,705円	192,991,623円	+5,114,082円
喜界町	142,466,639円	91,439円	142,558,078円	53,040,134円	28,743円	53,068,877円	17,401,497円	213,028,452円	220,039,421円	▲7,010,969円
徳之島町	221,629,724円	4,878円	221,634,602円	74,053,853円	2,077円	74,055,930円	26,825,463円	322,515,995円	304,342,677円	+18,173,318円
天城町	133,981,247円	1,303円	133,982,550円	40,565,310円	527円	40,565,837円	15,103,848円	189,652,235円	186,282,190円	+3,370,045円
伊仙町	140,182,447円	200,662円	140,383,109円	44,651,557円	44,799円	44,696,356円	16,410,447円	201,489,912円	193,269,060円	+8,220,852円
和泊町	170,859,363円	13,782円	170,873,145円	66,631,653円	4,702円	66,636,355円	21,691,897円	259,201,397円	260,766,120円	▲1,564,723円
知名町	150,049,035円	152,866円	150,201,901円	52,604,675円	48,338円	52,653,013円	18,283,086円	221,138,000円	222,713,656円	▲1,575,656円
与論町	126,863,806円	52,074円	126,915,880円	54,028,326円	1,496円	54,029,822円	22,787,681円	203,733,383円	209,215,829円	▲5,482,446円
計	35,315,973,431円	16,355,770円	35,332,329,201円	9,507,359,495円	4,839,067円	9,512,198,562円	2,983,440,677円	47,827,968,440円	48,066,861,013円	▲238,892,573円

2 (3) 標準保険料率等①

<ポイント>

- 標準保険料率は、都道府県内全ての市町村の標準的な水準を表す「都道府県標準保険料率」（算定方式は全国統一で2方式）と、市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す「市町村標準保険料率」（本県の算定方式は3方式）がある。
- 市町村標準保険料率は、各市町村の納付金額を基礎額として、市町村ごとに個別事情の加減算（推計可能な市町村向けの公費支援額等の減算や保健事業費の加算等）を行った額を市町村ごとの標準的な収納率で割り戻すなどにより算出し、各市町村が国保税率を決定する際に参考とするために県が示すものである。
- 一人当たり保険税必要額は、標準保険料率の算定に必要な保険料総額を被保険者数で除した額であり、低所得者に対する軽減措置や、一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

○都道府県標準保険料率

都道府県名	区 分	R3年度		R3一人当たり 保険税必要額
		所得割率	均等割額	
鹿児島県	医療給付費分	7.62%	44,803円	101,315円
	後期高齢者支援金等分	2.57%	14,745円	
	介護納付金分	2.19%	15,987円	

R4年度			R4一人当たり 保険税必要額
所得割率	均等割額		
7.41%	45,333円		102,696円
2.50%	14,800円		
2.17%	15,479円		

R4-R3			R4-R3(一人 当たり保険税必 要額)	増減率
所得割率	均等割額			
-0.21%	530円		1,381円	1.36%
-0.07%	55円			
-0.02%	-508円			

○市町村標準保険料率

市町村名	区 分	R3年度			R3一人当たり 保険税必要額
		所得割率	均等割額	平等割額	
鹿児島市	医療給付費分	8.31%	34,299円	23,557円	107,111円
	後期高齢者支援金等分	2.56%	10,313円	7,083円	
	介護納付金分	2.18%	11,139円	5,496円	
鹿屋市	医療給付費分	6.82%	28,142円	19,328円	93,196円
	後期高齢者支援金等分	2.57%	10,351円	7,110円	
	介護納付金分	2.30%	11,751円	5,799円	
枕崎市	医療給付費分	8.49%	35,051円	24,074円	117,686円
	後期高齢者支援金等分	2.54%	10,243円	7,035円	
	介護納付金分	2.16%	11,026円	5,441円	
阿久根市	医療給付費分	7.96%	32,863円	22,571円	101,506円
	後期高齢者支援金等分	2.49%	10,012円	6,876円	
	介護納付金分	2.18%	11,161円	5,507円	
出水市	医療給付費分	5.72%	23,621円	16,223円	86,649円
	後期高齢者支援金等分	2.61%	10,527円	7,230円	
	介護納付金分	2.23%	11,423円	5,637円	
指宿市	医療給付費分	7.59%	31,347円	21,530円	108,480円
	後期高齢者支援金等分	2.59%	10,431円	7,164円	
	介護納付金分	2.08%	10,646円	5,253円	
西之表市	医療給付費分	5.78%	23,874円	16,397円	88,571円
	後期高齢者支援金等分	2.46%	9,887円	6,791円	
	介護納付金分	1.96%	10,007円	4,938円	
垂水市	医療給付費分	6.53%	26,945円	18,506円	88,037円
	後期高齢者支援金等分	2.57%	10,366円	7,119円	
	介護納付金分	2.18%	11,152円	5,503円	
薩摩川内市	医療給付費分	7.98%	32,943円	22,626円	98,122円
	後期高齢者支援金等分	2.47%	9,933円	6,822円	
	介護納付金分	2.06%	10,563円	5,212円	
日置市	医療給付費分	8.26%	34,097円	23,418円	105,201円
	後期高齢者支援金等分	2.59%	10,410円	7,150円	
	介護納付金分	2.14%	10,965円	5,410円	

R4年度			R4一人当たり 保険税必要額
所得割率	均等割額	平等割額	
8.11%	34,857円	23,492円	110,247円
2.50%	10,392円	7,004円	
2.15%	10,786円	5,436円	
6.54%	28,121円	18,952円	93,550円
2.51%	10,436円	7,033円	
2.28%	11,398円	5,745円	
8.31%	35,701円	24,060円	118,154円
2.47%	10,263円	6,917円	
2.11%	10,588円	5,336円	
7.49%	32,178円	21,687円	99,884円
2.46%	10,253円	6,910円	
2.18%	10,926円	5,507円	
5.67%	24,353円	16,413円	89,361円
2.50%	10,405円	7,013円	
2.19%	10,983円	5,535円	
7.65%	32,894円	22,169円	112,323円
2.53%	10,510円	7,083円	
2.10%	10,516円	5,300円	
5.93%	25,478円	17,171円	91,685円
2.42%	10,077円	6,791円	
2.02%	10,107円	5,094円	
6.94%	29,831円	20,104円	95,124円
2.53%	10,531円	7,097円	
2.20%	10,999円	5,543円	
7.89%	33,886円	22,837円	102,846円
2.43%	10,109円	6,813円	
2.07%	10,393円	5,238円	
7.81%	33,561円	22,618円	105,645円
2.46%	10,217円	6,886円	
2.12%	10,614円	5,350円	

R4-R3			R4-R3(一人 当たり保険税必 要額)	増減率
所得割率	均等割額	平等割額		
-0.20%	558円	-65円	3,136円	2.93%
-0.06%	79円	-79円		
-0.03%	-353円	-60円		
-0.28%	-21円	-376円	354円	0.38%
-0.06%	85円	-77円		
-0.02%	-353円	-54円		
-0.18%	650円	-14円	468円	0.40%
-0.07%	20円	-118円		
-0.05%	-438円	-105円		
-0.47%	-685円	-884円	-1,622円	-1.60%
-0.03%	241円	34円		
0.00%	-235円	円		
-0.05%	732円	190円	2,712円	3.13%
-0.11%	-122円	-217円		
-0.04%	-440円	-102円		
0.06%	1,547円	639円	3,843円	3.54%
-0.06%	79円	-81円		
0.02%	-130円	47円		
0.15%	1,604円	774円	3,114円	3.52%
-0.04%	190円	円		
0.06%	100円	156円		
0.41%	2,886円	1,598円	7,087円	8.05%
-0.04%	165円	-22円		
0.02%	-153円	40円		
-0.09%	943円	211円	4,724円	4.81%
-0.04%	176円	-9円		
0.01%	-170円	26円		
-0.45%	-536円	-800円	444円	0.42%
-0.13%	-193円	-264円		
-0.02%	-351円	-60円		

2 (3) 標準保険料率等②

市町村名	区分	R3年度			R3一人当たり 保険料必要額	R4年度			R4一人当たり 保険料必要額	R4-R3			R4-R3(一人 当たり保険料必 要額)	増減率
		所得割率	均等割額	平等割額		所得割率	均等割額	平等割額		所得割率	均等割額	平等割額		
曾於市	医療給付費分	8.19%	33,816円	23,225円	114,755円	7.80%	33,515円	22,587円	114,246円	-0.39%	-301円	-638円	-509円	-0.44%
	後期高齢者支援金等分	2.53%	10,198円	7,004円		2.49%	10,383円	6,998円		-0.04%	185円	-6円		
	介護納付金分	2.23%	11,389円	5,620円		2.20%	11,020円	5,554円		-0.03%	-369円	-66円		
霧島市	医療給付費分	7.21%	29,763円	20,442円	95,918円	7.22%	31,036円	20,916円	98,292円	0.01%	1,273円	474円	2,374円	2.48%
	後期高齢者支援金等分	2.57%	10,365円	7,119円		2.41%	10,012円	6,747円		-0.16%	-353円	-372円		
	介護納付金分	2.22%	11,367円	5,609円		2.10%	10,498円	5,291円		-0.12%	-869円	-318円		
いちき串木市	医療給付費分	8.05%	33,241円	22,830円	103,716円	7.74%	33,248円	22,407円	104,537円	-0.31%	7円	-423円	821円	0.79%
	後期高齢者支援金等分	2.53%	10,183円	6,994円		2.44%	10,165円	6,851円		-0.09%	-18円	-143円		
	介護納付金分	2.24%	11,450円	5,650円		2.20%	11,026円	5,557円		-0.04%	-424円	-93円		
南さつま市	医療給付費分	8.16%	33,689円	23,138円	107,573円	8.13%	34,949円	23,554円	109,679円	-0.03%	1,260円	416円	2,106円	1.96%
	後期高齢者支援金等分	2.62%	10,554円	7,249円		2.55%	10,612円	7,152円		-0.07%	58円	-97円		
	介護納付金分	2.27%	11,604円	5,726円		2.25%	11,257円	5,674円		-0.02%	-347円	-52円		
志布志市	医療給付費分	6.68%	27,600円	18,956円	99,384円	6.72%	28,871円	19,457円	101,158円	0.04%	1,271円	501円	1,774円	1.78%
	後期高齢者支援金等分	2.53%	10,183円	6,994円		2.47%	10,278円	6,927円		-0.06%	95円	-67円		
	介護納付金分	1.96%	10,040円	4,954円		2.01%	10,090円	5,085円		0.05%	50円	131円		
奄美市	医療給付費分	5.74%	23,686円	16,268円	80,276円	5.54%	23,802円	16,041円	81,115円	-0.20%	116円	-227円	839円	1.05%
	後期高齢者支援金等分	2.61%	10,524円	7,228円		2.53%	10,544円	7,106円		-0.08%	20円	-122円		
	介護納付金分	2.18%	11,176円	5,515円		2.14%	10,700円	5,393円		-0.04%	-476円	-122円		
南九州市	医療給付費分	8.63%	35,641円	24,479円	128,073円	8.21%	35,283円	23,779円	123,168円	-0.42%	-358円	-700円	-4,905円	-3.83%
	後期高齢者支援金等分	2.52%	10,141円	6,965円		2.49%	10,347円	6,973円		-0.03%	206円	8円		
	介護納付金分	2.14%	10,931円	5,394円		2.15%	10,795円	5,441円		0.01%	-136円	47円		
伊佐市	医療給付費分	8.02%	33,123円	22,749円	102,096円	7.32%	31,446円	21,193円	99,623円	-0.70%	-1,677円	-1,556円	-2,473円	-2.42%
	後期高齢者支援金等分	2.47%	9,940円	6,827円		2.47%	10,291円	6,935円		0.00%	351円	108円		
	介護納付金分	2.23%	11,423円	5,637円		2.21%	11,048円	5,568円		-0.02%	-375円	-69円		
始良市	医療給付費分	7.83%	32,321円	22,198円	102,203円	7.71%	33,117円	22,319円	105,116円	-0.12%	796円	121円	2,913円	2.85%
	後期高齢者支援金等分	2.61%	10,504円	7,215円		2.52%	10,499円	7,076円		-0.09%	-5円	-139円		
	介護納付金分	2.42%	12,360円	6,099円		2.37%	11,882円	5,988円		-0.05%	-478円	-111円		
三島村	医療給付費分	11.97%	49,432円	33,951円	148,368円	10.49%	45,068円	30,374円	137,778円	-1.48%	-4,364円	-3,577円	-10,590円	-7.14%
	後期高齢者支援金等分	2.64%	10,647円	7,312円		2.47%	10,259円	6,914円		-0.17%	-388円	-398円		
	介護納付金分	2.35%	12,046円	5,944円		2.32%	11,647円	5,870円		-0.03%	-399円	-74円		
十島村	医療給付費分	4.85%	20,025円	13,753円	90,955円	4.45%	19,101円	12,873円	89,141円	-0.40%	-924円	-880円	-1,814円	-1.99%
	後期高齢者支援金等分	1.93%	7,781円	5,344円		2.09%	8,704円	5,866円		0.16%	923円	522円		
	介護納付金分	1.64%	8,370円	4,130円		1.84%	9,212円	4,643円		0.20%	842円	513円		
さつま町	医療給付費分	8.42%	34,753円	23,869円	112,018円	8.47%	36,403円	24,534円	117,459円	0.05%	1,650円	665円	5,441円	4.86%
	後期高齢者支援金等分	2.47%	9,936円	6,824円		2.39%	9,938円	6,698円		-0.08%	2円	-126円		
	介護納付金分	1.94%	9,938円	4,904円		1.99%	9,948円	5,014円		0.05%	10円	110円		
長島町	医療給付費分	6.21%	25,653円	17,619円	92,836円	4.66%	20,024円	13,495円	76,827円	-1.55%	-5,629円	-4,124円	-16,009円	-17.24%
	後期高齢者支援金等分	2.56%	10,293円	7,070円		2.48%	10,321円	6,956円		-0.08%	28円	-114円		
	介護納付金分	2.23%	11,412円	5,631円		2.20%	11,030円	5,559円		-0.03%	-382円	-72円		
湧水町	医療給付費分	7.74%	31,939円	21,936円	101,972円	7.34%	31,529円	21,249円	101,472円	-0.40%	-410円	-687円	-500円	-0.49%
	後期高齢者支援金等分	2.56%	10,297円	7,072円		2.46%	10,252円	6,909円		-0.10%	-45円	-163円		
	介護納付金分	2.20%	11,250円	5,551円		2.18%	10,898円	5,492円		-0.02%	-352円	-59円		
大崎町	医療給付費分	7.12%	29,394円	20,189円	100,698円	6.73%	28,937円	19,502円	100,203円	-0.39%	-457円	-687円	-495円	-0.49%
	後期高齢者支援金等分	2.61%	10,515円	7,222円		2.52%	10,507円	7,081円		-0.09%	-8円	-141円		
	介護納付金分	2.31%	11,798円	5,822円		2.25%	11,276円	5,683円		-0.06%	-522円	-139円		
東串良町	医療給付費分	8.09%	33,382円	22,927円	127,527円	7.31%	31,425円	21,179円	121,595円	-0.78%	-1,957円	-1,748円	-5,932円	-4.65%
	後期高齢者支援金等分	2.59%	10,450円	7,177円		2.54%	10,550円	7,110円		-0.05%	100円	-67円		
	介護納付金分	2.22%	11,369円	5,610円		2.20%	11,006円	5,547円		-0.02%	-363円	-63円		
錦江町	医療給付費分	8.29%	34,233円	23,512円	111,537円	7.16%	30,784円	20,747円	99,778円	-1.13%	-3,449円	-2,765円	-11,759円	-10.54%
	後期高齢者支援金等分	2.62%	10,560円	7,252円		2.47%	10,285円	6,932円		-0.15%	-275円	-320円		
	介護納付金分	2.24%	11,441円	5,646円		2.11%	10,550円	5,317円		-0.13%	-891円	-329円		

2 (3) 標準保険料率等③

市町村名	区分	R3年度			R3一人当たり 保険料必要額	R4年度			R4一人当たり 保険料必要額	R4-R3			R4-R3(一人 当たり保険料必 要額)	増減率
		所得割率	均等割額	平等割額		所得割率	均等割額	平等割額		所得割率	均等割額	平等割額		
南大隅町	医療給付費分	8.14%	33,595円	23,074円	106,655円	8.31%	35,724円	24,076円	109,748円	0.17%	2,129円	1,002円	3,093円	2.90%
	後期高齢者支援金等分	2.51%	10,092円	6,931円		2.49%	10,359円	6,982円		-0.02%	267円	51円		
	介護納付金分	2.11%	10,768円	5,314円		2.12%	10,601円	5,343円		0.01%	-167円	29円		
肝付町	医療給付費分	7.64%	31,530円	21,655円	96,834円	7.09%	30,451円	20,522円	95,217円	-0.55%	-1,079円	-1,133円	-1,617円	-1.67%
	後期高齢者支援金等分	2.52%	10,150円	6,971円		2.44%	10,143円	6,836円		-0.08%	-7円	-135円		
	介護納付金分	2.22%	11,382円	5,616円		2.18%	10,923円	5,505円		-0.04%	-459円	-111円		
中種子町	医療給付費分	6.38%	26,324円	18,080円	103,614円	6.37%	27,385円	18,456円	103,067円	-0.01%	1,061円	376円	-547円	-0.53%
	後期高齢者支援金等分	2.71%	10,915円	7,497円		2.68%	11,139円	7,507円		-0.03%	224円	10円		
	介護納付金分	2.19%	11,215円	5,534円		2.20%	11,045円	5,567円		0.01%	-170円	33円		
南種子町	医療給付費分	6.87%	28,368円	19,483円	104,222円	7.13%	30,630円	20,643円	106,634円	0.26%	2,262円	1,160円	2,412円	2.31%
	後期高齢者支援金等分	2.64%	10,614円	7,290円		2.52%	10,492円	7,071円		-0.12%	-122円	-219円		
	介護納付金分	2.06%	10,541円	5,202円		2.07%	10,352円	5,217円		0.01%	-189円	15円		
屋久島町	医療給付費分	5.63%	23,229円	15,954円	77,637円	5.63%	24,214円	16,319円	79,603円	0.00%	985円	365円	1,966円	2.53%
	後期高齢者支援金等分	2.66%	10,698円	7,347円		2.61%	10,855円	7,316円		-0.05%	157円	-31円		
	介護納付金分	2.25%	11,503円	5,676円		2.24%	11,224円	5,657円		-0.01%	-279円	-19円		
大和村	医療給付費分	7.80%	32,208円	22,121円	93,875円	5.86%	25,190円	16,977円	83,896円	-1.94%	-7,018円	-5,144円	-9,979円	-10.63%
	後期高齢者支援金等分	2.61%	10,512円	7,220円		2.51%	10,444円	7,039円		-0.10%	-68円	-181円		
	介護納付金分	2.28%	11,642円	5,745円		2.22%	11,139円	5,614円		-0.06%	-503円	-131円		
宇検村	医療給付費分	4.78%	19,716円	13,541円	67,684円	4.03%	17,323円	11,675円	66,717円	-0.75%	-2,393円	-1,866円	-967円	-1.43%
	後期高齢者支援金等分	2.49%	10,008円	6,874円		2.44%	10,155円	6,844円		-0.05%	147円	-30円		
	介護納付金分	2.11%	10,771円	5,315円		2.10%	10,527円	5,306円		-0.01%	-244円	-9円		
瀬戸内町	医療給付費分	5.53%	22,841円	15,688円	73,985円	5.35%	22,983円	15,489円	75,248円	-0.18%	142円	-199円	1,263円	1.71%
	後期高齢者支援金等分	2.39%	9,609円	6,600円		2.35%	9,794円	6,600円		-0.04%	185円	円		
	介護納付金分	2.03%	10,389円	5,126円		2.03%	10,152円	5,117円		0.00%	-237円	-9円		
龍郷町	医療給付費分	7.81%	32,247円	22,148円	103,991円	6.98%	29,977円	20,203円	100,613円	-0.83%	-2,270円	-1,945円	-3,378円	-3.25%
	後期高齢者支援金等分	2.55%	10,282円	7,062円		2.49%	10,349円	6,975円		-0.06%	67円	-87円		
	介護納付金分	2.31%	11,794円	5,819円		2.28%	11,419円	5,755円		-0.03%	-375円	-64円		
喜界町	医療給付費分	5.13%	21,163円	14,535円	77,999円	4.94%	21,227円	14,306円	74,266円	-0.19%	64円	-229円	-3,733円	-4.79%
	後期高齢者支援金等分	2.79%	11,227円	7,711円		2.67%	11,103円	7,483円		-0.12%	-124円	-228円		
	介護納付金分	2.16%	11,065円	5,460円		2.17%	10,866円	5,476円		0.01%	-199円	16円		
徳之島町	医療給付費分	5.71%	23,573円	16,191円	69,971円	4.96%	21,314円	14,364円	65,095円	-0.75%	-2,259円	-1,827円	-4,876円	-6.97%
	後期高齢者支援金等分	2.71%	10,920円	7,500円		2.59%	10,766円	7,256円		-0.12%	-154円	-244円		
	介護納付金分	2.46%	12,583円	6,209円		2.33%	11,697円	5,895円		-0.13%	-886円	-314円		
天城町	医療給付費分	5.87%	24,228円	16,640円	67,129円	5.24%	22,526円	15,182円	64,180円	-0.63%	-1,702円	-1,458円	-2,949円	-4.39%
	後期高齢者支援金等分	2.64%	10,643円	7,310円		2.57%	10,688円	7,203円		-0.07%	45円	-107円		
	介護納付金分	2.21%	11,280円	5,566円		2.26%	11,327円	5,709円		0.05%	47円	143円		
伊仙町	医療給付費分	5.24%	21,652円	14,871円	59,813円	4.03%	17,320円	11,673円	51,506円	-1.21%	-4,332円	-3,198円	-8,307円	-13.89%
	後期高齢者支援金等分	2.80%	11,276円	7,745円		2.68%	11,163円	7,523円		-0.12%	-113円	-222円		
	介護納付金分	2.46%	12,571円	6,203円		2.34%	11,713円	5,903円		-0.12%	-858円	-300円		
和泊町	医療給付費分	5.67%	23,396円	16,068円	92,997円	5.45%	23,415円	15,780円	89,802円	-0.22%	19円	-288円	-3,195円	-3.44%
	後期高齢者支援金等分	2.63%	10,588円	7,272円		2.51%	10,451円	7,043円		-0.12%	-137円	-229円		
	介護納付金分	2.13%	10,905円	5,381円		2.10%	10,538円	5,311円		-0.03%	-367円	-70円		
知名町	医療給付費分	5.85%	24,147円	16,585円	84,439円	5.38%	23,124円	15,584円	77,893円	-0.47%	-1,023円	-1,001円	-6,546円	-7.75%
	後期高齢者支援金等分	2.54%	10,209円	7,012円		2.41%	10,015円	6,749円		-0.13%	-194円	-263円		
	介護納付金分	2.16%	11,037円	5,446円		2.12%	10,596円	5,340円		-0.04%	-441円	-106円		
与論町	医療給付費分	4.90%	20,225円	13,891円	92,116円	4.52%	19,422円	13,089円	84,823円	-0.38%	-803円	-802円	-7,293円	-7.92%
	後期高齢者支援金等分	2.61%	10,513円	7,221円		2.55%	10,596円	7,141円		-0.06%	83円	-80円		
	介護納付金分	2.23%	11,406円	5,628円		2.21%	11,073円	5,581円		-0.02%	-333円	-47円		

2 (4) 国民健康保険保険給付費等交付金 (普通交付金)

<ポイント>

- 国民健康保険保険給付費等交付金のうち、普通交付金は、平成30年度以降、市町村が療養の給付等に要する費用を支払うために必要な額を全額県から市町村へ交付するものである。

(単位：円)

市町村名	<参考> R3年度	R4年度	R4-R3	市町村名	<参考> R3年度	R4年度	R4-R3
鹿児島市	49,142,829,000円	48,612,271,443円	▲530,557,557円	長島町	1,499,570,000円	1,512,423,584円	+12,853,584
鹿屋市	8,532,612,000円	8,151,889,710円	▲380,722,290円	湧水町	1,065,966,000円	1,099,989,022円	+34,023,022
枕崎市	2,697,350,000円	2,618,395,875円	▲78,954,125円	大崎町	1,338,473,000円	1,322,938,556円	▲15,534,444
阿久根市	2,265,301,000円	2,217,050,198円	▲48,250,802円	東串良町	715,168,000円	804,546,305円	+89,378,305
出水市	5,616,304,000円	5,485,045,532円	▲131,258,468円	錦江町	1,216,547,000円	1,023,104,233円	▲193,442,767
指宿市	4,804,188,000円	4,453,646,242円	▲350,541,758円	南大隅町	1,037,354,000円	1,172,900,175円	+135,546,175
西之表市	1,501,731,000円	1,442,215,191円	▲59,515,809円	肝付町	1,547,009,000円	1,594,024,545円	+47,015,545
垂水市	1,664,377,000円	1,573,775,893円	▲90,601,107円	中種子町	882,246,000円	891,374,836円	+9,128,836
薩摩川内市	8,168,675,000円	8,103,050,891円	▲65,624,109円	南種子町	662,237,000円	709,020,314円	+46,783,314
日置市	4,671,053,000円	4,507,226,442円	▲163,826,558円	屋久島町	1,342,084,000円	1,396,648,290円	+54,564,290
曾於市	4,104,506,000円	4,029,779,530円	▲74,726,470円	大和村	128,345,000円	128,097,792円	▲247,208
霧島市	10,967,273,000円	10,829,774,529円	▲137,498,471円	宇検村	130,430,000円	128,547,149円	▲1,882,851
いちき串木野市	3,236,422,000円	2,996,435,772円	▲239,986,228円	瀬戸内町	912,404,000円	881,175,450円	▲31,228,550
南さつま市	4,195,158,000円	4,039,752,745円	▲155,405,255円	龍郷町	490,579,000円	528,680,514円	+38,101,514
志布志市	3,476,779,000円	3,338,020,163円	▲138,758,837円	喜界町	729,107,000円	805,516,226円	+76,409,226
奄美市	3,337,377,000円	3,636,158,088円	+298,781,088円	徳之島町	1,068,053,000円	1,218,286,660円	+150,233,660
南九州市	4,098,949,000円	4,129,472,375円	+30,523,375円	天城町	730,787,000円	765,179,820円	+34,392,820
伊佐市	2,601,759,000円	2,584,705,411円	▲17,053,589円	伊仙町	803,072,000円	828,256,023円	+25,184,023
始良市	6,957,426,000円	6,868,988,062円	▲88,437,938円	和泊町	777,468,000円	743,904,269円	▲33,563,731
三島村	72,465,000円	76,102,431円	+3,637,431円	知名町	766,446,000円	743,938,819円	▲22,507,181
十島村	216,504,000円	104,213,341円	▲112,290,659円	与論町	392,133,000円	433,926,675円	+41,793,675
さつま町	2,263,851,000円	2,240,982,652円	▲22,868,348円	計	152,828,367,000円	150,771,431,773円	▲2,056,935,227